

# ご存知ですか？ 国民健康保険の加入者・世帯主の方は 町県民税の申告が必要です

住民課 内線 242 1階 ①番窓口

国民健康保険制度では町県民税の所得情報に基づき賦課及び所得区分判定を行っています。  
そのため、国民健康保険の加入者・世帯主の方は、所得の有無にかかわらず町県民税の申告が必要です。  
(給与支払報告書、老齢年金支払報告書が支払者から提出される方は除く) ※  
国民健康保険加入者や世帯主の方は、3月30日(火)までに役場税務課にて令和2年中の所得について町県民税の申告をしてください。なお、令和3年1月2日以降に扶桑町へ転入された方については、前住所地での所得の申告が必要となりますので、ご注意ください。  
※遺族年金・老齢福祉年金・障害年金など町県民税の課税の対象とならない非課税所得の収入のみで生活されている世帯の方や、失業中で雇用保険による失業給付のみで生活されている世帯の方、収入の無い方も申告していただく必要があります。  
※扶桑町外でお住まいの方に扶養されている方は町県民税の申告が必要です。  
※扶桑町内でお住まいの方に所得税の確定申告・年末調整で扶養されている方は、町県民税の申告は不要です。

## 【申告しないとこんな影響があります】

- 国民健康保険税  
前年中(1月～12月)の所得申告に基づき賦課されるため、未申告の場合、所得不明と判定され正しい算定ができず、均等割、平等割の軽減(7割、5割、2割)判定ができません。
- 高額療養費所得区分  
同一世帯内の世帯主及び国民健康保険加入者で未申告の人がいる場合、1番上の所得区分として扱われます。
- ▼町県民税申告に関する問い合わせ 税務課 町民税グループ (内線 266・267) 1階 ⑧番窓口
- ▼国民健康保険に関する問い合わせ 住民課 保険医療グループ (内線 242) 1階 ①番窓口

- ▼貸出回数 普通車 10台  
電動アシスト車 14台
- ▼利用料 無料。ただし、パンク等の修理費は、個人負担です。
- ▼貸与期間 4月初旬から令和4年3月31日(木)まで
- ▼手続方法 3人乗り自転車の貸与を希望する方は、3人乗り自転車貸与申請書を福祉児童課へ提出してください。
- ▼申請書は、福祉児童課窓口もしくは町ホームページから「健康・福祉・子育て」子育て支援事業「3人乗り自転車貸与事業について」に書き式があります。
- ▼受付期間 3月1日(月)～15日(月)(土・日を除く)
- ▼決定方法 希望者が貸与予定台数を超えた場合は、福祉児童課にて決定させていただきます。(過去2年間貸出実績のない方を優先的に抽選します。)
- ▼その他 幼児は、ヘルメットの着用をお願いします。

## 3人乗り自転車貸与事業について

福祉児童課 内線229  
1階 ③番窓口



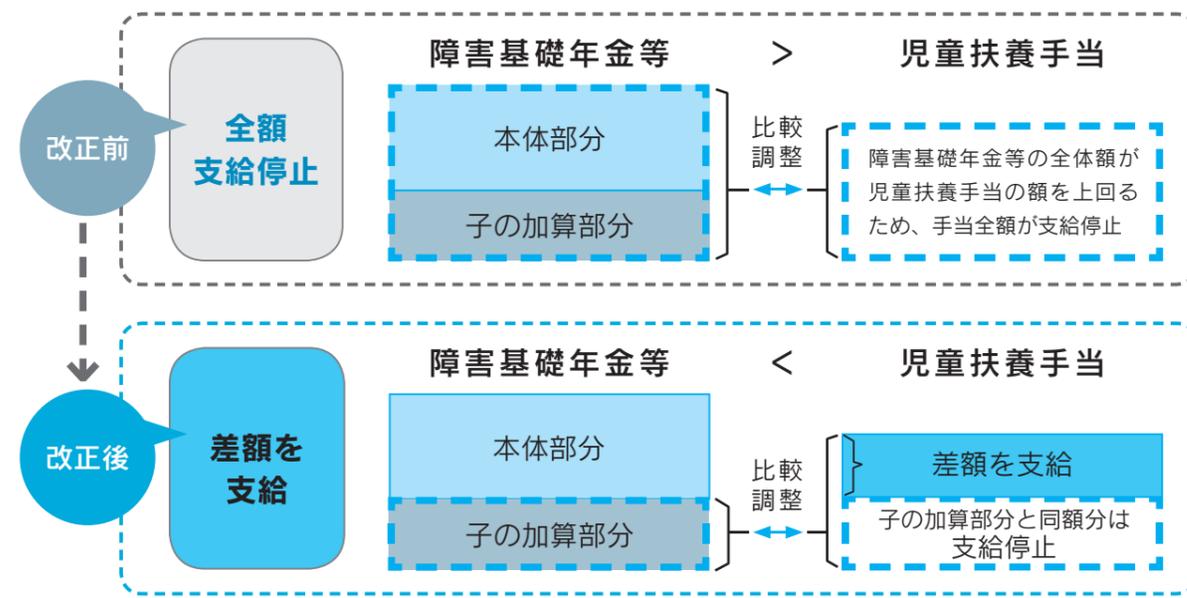
# 「児童扶養手当」についての大切なお知らせ

福祉児童課 内線 227 1階 ③番窓口

令和3年3月分から、手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

## 1 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

これまで、障害基礎年金等(※<sup>1</sup>)を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。  
(※<sup>1</sup>) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など  
なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方(障害基礎年金等を受給していない方)(※<sup>2</sup>)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。  
(※<sup>2</sup>) 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している方



## 2 支給制限に関する所得の算定が変わります

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等(※<sup>3</sup>)が含まれます。  
(※<sup>3</sup>) 障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

## 3 手当を受給するための手続きについて

既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を認定申請していなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。